

消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

○センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています。(午前10時～午後4時、電話相談のみ)

○ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。
(年末年始(12月29日～1月3日)は休止します。)
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048125.html>

■多重債務相談

☎256-3160
さいむせろ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

■市政一般相談

☎256-2007

■法律相談(問合せ)

☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域推進室法律相談担当にお問い合わせください。

あなたの地域へ伺います 出前講座をご利用ください!

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員を派遣し、悪質商法の手口やその対処方法について実際の相談事例を基に、市民の皆様に分かりやすく解説をする「出前講座」を実施しています。町内会などの地域の団体やPTAなどの学習の場として、ぜひご利用ください。

誰でも申し込めるの?

市内に在住または通勤通学の方で、参加者10人以上の集まりであれば申し込んでいただけます。費用は無料です。

所要時間は?

おおむね60分が目安です。なお、時間や実施日、講座内容などについてはご相談に応じますが、他の用務の都合によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

会場は?

お手数ですが、申込者側で京都市内において会場をご用意ください。

申込み・問合せ TEL 256-1110

京都市文化市民局市民生活部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館 4階

TEL.256-1110 FAX.256-0801

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

(閉庁日) 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成24年11月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第245002号



再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています

